

書類を記入いただく際の注意点

書類作成時には、記入例を参照いただくとともに、次の点を十分に御確認の上、御注意ください。書類に不備があると、差替え等に時間を要することになり、支払いに影響が出ますので、御理解と御協力をお願いします。

書類の作成にあたっては、最新の様式を御利用ください。

書類は手書きでなくパソコン等を用いて作成いただいても構いません。

なお、手書きで作成する場合は、鉛筆やインクが消せるボールペン、修正液、修正テープは使用しないでください。書類は無効となり、再度作成の上差し替えていただくこととなります。

書類の記入及び添付には漏れのないようにお願いします。提出書類に不備等がある場合は、助成金の支給ができなくなる可能性がありますので、御注意ください。記載事項等で御不明な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

書き間違い等による記載事項の訂正はできません。書き間違えた場合は、再度作成してください。

年度途中で申請内容（家賃額等）に変更が生じた場合や、グループホームを退去する場合等には、事実の発生から速やかに「家賃助成金支給変更・消滅届出書」(第2号様式)を提出してください。届出書の提出が遅れた場合には、事由によっては助成金の返還が発生する可能性や、追加支給ができなくなる可能性がありますので、御注意ください。

お問い合わせ先

平塚市役所障がい福祉課地域生活支援担当

電話：0463 - 21 - 8774